



那珂市選挙管理委員会告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の2第2項の規定により、令和8年6月1日から令和8年6月7日までの7日間、那珂市条例制定請求者署名簿を関係人の縦覧に供したところ異議の申出がなかったので、有効署名の総数は次のとおりとなった。

令和8年6月8日

那珂市選挙管理委員会
委員長 岡崎 正



有効署名の総数 3,714人